

1 計画作成の方法及び留意事項

- ・計画の作成に当たっては、「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引き」（埼玉県作成）等を参考として下さい。

・川口市地域防災計画において、浸水想定区域に所在する要配慮者利用施設として定められている施設は、「非常災害対策計画」とは別に、水防法に基づく「避難確保計画」の作成が義務付けられています。

本様式は、「非常災害対策計画」と「避難確保計画」を兼ねることが可能な書式としておりますが、具体的な計画の作成、見直しに当たっては、「要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）」（国土交通省作成）等を参考として下さい。

- ・浸水想定外の要配慮者利用施設においても、風水害による被害の可能性について十分考慮するようにして下さい。
- ・事業所独自の様式でご提出いただくことも可能としますが、本様式の項目を全て満たすようにして下さい。

2 対象サービス

(地域密着型)通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、(地域密着型)特定施設入居者生活介護、(地域密着型)介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能居宅介護、認知症対応型共同生活介護

3 提出対象事業所・提出物

「2 対象サービス」のうち、いずれかの河川の浸水想定区域内に位置する施設
→「市役所提出用」及び「事業所保管用」の計画を作成、「市役所提出用」のみ提出。

「2 対象サービス」のうち、全河川の浸水想定区域外に位置する施設
→「市役所提出用」及び「事業所保管用」の計画を作成、いずれも事業所で保管。

4 浸水想定区域確認方法

下記リンクに掲載されている「要配慮者利用施設一覧」の浸水想定区域を確認。

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01040/010/oshirase/36460.html>